令和７年夏の交通事故防止運動推進要綱

目的

この運動は、夏の行楽期を迎えるにあたり、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることによって、交通事故の防止を図ることを目的とする。

期間

令和7年７月1日（火曜日）から７月31日（木曜日）までの1か月間

運動の重点

自転車の安全利用の推進

二輪車の交通事故防止

こどもの交通事故防止

飲酒運転の根絶

スローガン

ヘルメット　あごひもカチッと　出発だ

（令和７年使用「交通安全年間スローガン」全日本交通安全協会会長賞）

スピードと　焦る気持ちに　ブレーキを

（令和７年使用「交通安全年間スローガン」全日本交通安全協会会長賞）

どんなときも　わすれちゃだめだよ　みぎひだり

（令和７年使用「交通安全年間スローガン」全日本交通安全協会会長賞）

飲む前に　車じゃないよね？　再確認

（令和７年使用「交通安全年間スローガン」警察庁長官賞）

運動の進め方

　交通事故により、未だ多くの人々が犠牲になっていることから、交通事故情勢が府民に正しく理解・認識され、一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、効果的に運動を展開する。

関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持する。

ＳＮＳ等の活用など、時代に即した取組等を通じて、広報啓発活動を実施する。

交通事故被害者等の視点に配慮した広報啓発活動を実施する。

本運動の趣旨及び重点等を理解し、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をする。

７月の府内一斉交通安全指導日等

７月８日（火曜日）

ミニバイク、自動二輪車、自転車の安全指導日

７月１５日（火曜日）

近畿交通安全デー、交通安全家庭の日、高齢者交通事故ゼロの日、シートベルト着用徹底の日

７月２２日（火曜日）

めいわく駐車、放置自転車追放デー、ノーマイカーデー

自転車の安全利用の推進

大阪府内における令和６年中の自転車の交通事故は、死者数、負傷者数は前年対比で減少しているものの、全交通事故に占める自転車乗用中の死者、重傷者数の構成率は36.9％と一番高く、全国の自転車乗用中の死者、重傷者の構成率より約1.4倍高い。

また、本年４月末の自転車乗用中の交通事故発生状況は前年対比で死者、重傷者数は減少しているもの

の事故件数は増加している。

加えて、令和６年中の自転車乗用中の交通事故では自転車側に約８割の法令違反が認められ、自転車の乗車用ヘルメットの着用は、非着用時の致死率と比較して約1.7倍高く、自転車乗用中の交通事故の死者については、頭部の損傷が約６割となっている。

しかし、昨年の調査では、大阪府のヘルメット着用率は僅か5.5％であり、全国ワーストという結果であった。

これらの現状を踏まえ、自転車利用者に対し、交通ルールの周知と遵守に向けた交通安全教育や広報啓発を積極的に推進するほか、交通事故の際に頭部への被害を軽減するヘルメットの効果や必要性を理解させ、着用を促進するための広報啓発活動を積極的に推進する。

推進機関・団体での推進項目

全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進

 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

　道路交通法の一部を改正する法律（令和６年法律第34号）により、令和６年11月１日から施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの罰則強化、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進

 夜間におけるライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進

　幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進

自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進

自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

広報・実践促進事項

大人もこどもも乗車用ヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。

自転車は車の仲間です。車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の交通ルールを守りましょう。

信号や一時停止等の交通ルールを守り、安全な通行を心掛けましょう。

自転車の飲酒運転は犯罪です。絶対にやめましょう。

運転中スマートフォン等の使用、イヤホン等を使用して警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聴くことができないような音量で音楽等を聞きながらの運転、二人乗り、傘差し運転等の危険な運転はやめましょう。

未就学児を自転車の幼児用座席に乗せるときは、シートベルトを着用しましょう。

未就学児２人を自転車に乗せるときは、後部座席、前部座席の順に乗せ、降ろすときには、前部座席、後部座席の順に降ろしましょう。

万一の自転車事故に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

地域・職場では

地域交通安全活動推進委員、高年（齢）者交通安全リーダー等は、自転車利用者を対象とした街頭指導をしましょう。

事業者等は、利用する自転車の定期的な点検整備を励行するほか、従業員に対し交通ルールの遵　　　　守等について指導を徹底しましょう。

家庭では

万一の自転車事故に備え、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

自転車に反射材を取り付け、夜間の事故防止に努めましょう。

転車の飲酒運転は犯罪です。お互い注意し合いましょう。

自転車の正しい乗り方について話し合い、大人が模範となって交通ルールを守りましょう。

自転車乗用中の交通事故による被害者救済に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

自転車の定期的な点検整備を励行しましょう。

二輪車の交通事故防止

大阪府内における令和６年中の二輪車の交通事故は、死者数、負傷者数は前年対比で減少しているものの、全交通事故に占める二輪車乗車中の死者、重傷者数の構成率は33.5％と自転車乗用中に次いで二番目に多く、全国の二輪車乗用中の交通事故による死者、重傷者の構成率より約1.5倍高い。

また、本年４月末の二輪車の交通事故発生状況は前年対比で件数、死者数、負傷者数、重傷者数のいずれも激増し、過去５年の月別交通事故平均を見ると、７月に死者数が増加し、７月から８月にかけて事故件数が増加する傾向にある。

さらに、二輪車乗車中における死者、重傷者の道路形状別過去５年では、交差点及び交差点付近での事故が約７割を超え、類型別過去５年の死者数は右折時が最も多い。

二輪車の交通事故は重大な結果を招くことから、二輪車の運転者に対しては、無謀なすり抜け運転の防止を目的とする「二輪車“すり抜け運転"ストップ運動」等の各種広報啓発活動を継続的に行い、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼び掛けることで、二輪車の交通事故防止を図る。

推進機関・団体での推進項目

二輪車の運転者に対する信号無視、速度超過、車間距離不保持、車列のすり抜け運転防止に向けた広報啓発（二輪車“すり抜け運転"ストップ運動）の推進

二輪車の特性（不安定で死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進

若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

特定小型原動機付自転車の利用者に対する交通ルールの周知及び販売事業者等と連携した安全利用の促進と交通ルール遵守に向けた広報啓発の推進

広報・実践促進事項

二輪車の運転者は

交差点を直進する際は、特に対向右折車両の動きに十分注意しましょう。

安全な速度で走行し、車間距離を十分に取りましょう。

見通しの悪い交差点では徐行し、一時停止するなどして、左右の安全確認を徹底しましょう。

車との並進を避け、左折時の巻き込みに注意しましょう。

走行中や渋滞中の車列の横をすり抜けたり、無理な追い越しや急な進路変更はやめましょう。

万一の交通事故に備えて、ヘルメットや胸部プロテクター等を正しく着用しましょう。

ドライバーは

二輪車は実際よりも小さく、遅く、遠くに見えるという特性を理解し、注意しましょう。

交差点では速度を控え、特に右折時の対向二輪車の動きや左折時の巻き込みに注意して運転しましょう。

危険が発生した場合でも、安全に停止できるような速度と車間距離を取って運転しましょう。

地域・職場では

事業者や安全運転管理者等は、二輪車を利用する従業員に対し、大阪府内における二輪車の交通　　　事故発生状況を周知するとともに、二輪車の特性及び交通ルール遵守の重要性を再確認させ、交通安全意識の向上を図りましょう。

ヒヤリ・ハット映像等を活用した交通安全教育を行いましょう。

家庭では

時間に余裕を持って出発できるように、家族でお互いに声掛けをしましょう。

身近に起こった「ヒヤリ・ハット」の体験等をもとに、交通安全について家族と話し合いましょう。

万一の交通事故に備えて、ヘルメット、胸部プロテクター等を正しく着用しましょう。

こどもの交通事故防止

大阪府内におけるこどもの交通事故死傷者数は、過去５年累計で見ると７月から８月にかけて増加する傾向にあり、また、こどもが歩行中及び自転車乗用中の交通事故においては、こども側にも飛び出しや安全不確認等の原因が認められる。

７月下旬になると夏休みに入り、こどもの行動範囲が広がることから、信号を守る、道路へは飛び出さない、道路を渡るときは左右の安全確認をするなど基本的な交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を一人ひとりに根付かせるため、こどもに対する交通安全教育や広報啓発活動を推進する。

推進機関・団体での推進項目

歩行中のこどもの交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進

日常生活や教育現場におけるこどもに対する安全な道路の通行方法に関する教育の推進

通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進

通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

信号機のない横断歩道における安全対策の推進（横断歩道ハンドサイン運動の推進）

こどもに対する思いやりのある運転の促進

広報・実践促進事項

歩行者は

大人がこどもの見本となる行動をしましょう。

道路で遊んだり、飛び出しや無理な横断、信号無視はやめましょう。

信号が青でも必ず左右の安全確認をしましょう。

信号機のない横断歩道では、ドライバーに「目と手で合図」をして意思疎通を図り、安全に渡りましょう。（横断歩道ハンドサイン運動）

夕暮れ時や夜間の外出には反射材用品等を活用しましょう。

運転者は

こどもの行動特性を理解し、特に通学路や生活道路では、速度を落とし、思いやりのある運転を心がけましょう。

横断歩道における歩行者優先を徹底しましょう。

夕暮れ時は早めにヘッドライトをつけましょう。

夜間の対向車や先行車がいない状況では、ハイビームを使用しましょう。

地域・職場では

自治会、こども会、放課後児童会等において、こどもを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室を実施しましょう。

こども自身の交通安全意識の向上とこどもに対する保護意識の向上を図りましょう。

地域交通安全活動推進委員等は、交通弱者を対象とした保護誘導活動を行いましょう。

家庭では

こどもには横断歩道の渡り方など大人が手本を示し、安全な交通行動について具体的に指導しましょう。

身近に感じた「ヒヤリ・ハット」の体験等をもとに、交通安全について家族で話し合いましょう。

家族が外出する時は、「車に気をつけてね」「安全確認をしっかりしてね」等の声かけをしましょう。

夜間の交通事故防止に役立つ反射材を身に付けるようにしましょう。

飲酒運転の根絶

過去10年の飲酒運転による交通事故発生状況は減少傾向であり、本年４月末現在、大阪府内における飲酒運転による交通事故件数にあっても前年対比で減少しているが、負傷者数、重傷者数は増加しており、依然として飲酒運転による悲惨な交通事故が後を経たない状況である。

また、過去5年の月別飲酒運転による交通事故では、７月は4月から6月と比べると、事故件数、死者数、負傷者数、重傷者数が増加する傾向にある。

７月になると、本格的な行楽シーズンを迎え、屋外等で飲酒する機会が増えることから、「飲酒運転は犯罪」という意識を府民に浸透させ、飲酒運転を根絶させる必要がある。

推進機関・団体での推進項目

昨年11月の改正道路交通法施行により、自転車の酒気帯び運転やその幇助行為（酒類提供・車両提供・同乗）に対して新たな罰則が整備されたことを周知する広報啓発の推進

「飲酒運転は犯罪」という意識醸成に向けた広報啓発の推進

地域、職場等における飲酒運転根絶への取組の推進及び交通事故被害者等の声を反映した広報啓発等を通じた「飲酒運転を絶対にしない、させない」という飲酒運転を許さない社会環境の醸成

飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進

飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進

自動車運送事業者等による運転前後のアルコール検知器の使用や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

広報・実践促進事項

自転車を含む車両の運転者は

「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を徹底しましょう。

自転車や特定小型原動機付自転車も含め飲酒運転は犯罪です。絶対にやめましょう。

地域・職場では

地域や職場で開催する会合・各種行事において、アルコールが運転に及ぼす影響や、自転車を含めた飲酒運転に関する罰則について周知するなど、地域や職場ぐるみでの取組を実施しましょう。

自転車を含め、飲酒運転をするおそれのある人にお酒を勧めたり、車を貸すこと、飲酒運転の車に乗せてもらうことが犯罪であることを周知しましょう。

事業者や安全運転管理者等は、従業員に対し、飲酒運転の危険性等について教育し、安全運転を徹底させましょう。

同僚、友人や隣人同士などがお互いに飲酒運転防止を呼び掛けましょう。

家庭では

自転車の酒気帯び運転やその幇助行為である酒類提供、車両提供、同乗も罰則の対象であることを周知しましょう。

飲酒運転がもたらす、自分や家族の将来に甚大な影響を及ぼす結果について、話し合いましょう。

飲酒した家族等が車両を運転することのないようお互いに注意しましょう。

「飲酒運転は絶対にしない・させない・許さない」を合言葉のもと、お互いに注意し合いましょう。